

# 契約概要

## ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「**ご契約のしおり**」「**約款**」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、「**注意喚起情報**」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

# 1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ：  <http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

## 2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 一定の期間、死亡保障・高度障害保障を準備できます。
- 解約返戻金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。
- 保険契約は更新されます。(保険期間が年数により定められている保険契約(年満了の保険契約)に限ります。)

## 3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は以下のとおりです。

保険期間・保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
10年、60歳満了、65歳満了、80歳満了	月払い、年払い、半年払いからお選びいただけます。	<input type="checkbox"/> 座振替扱い、クレジットカード扱いからお選びいただけます。(クレジットカード扱いは月払いのみ。)

\*電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。

\*保険料払込回数が年払い・半年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

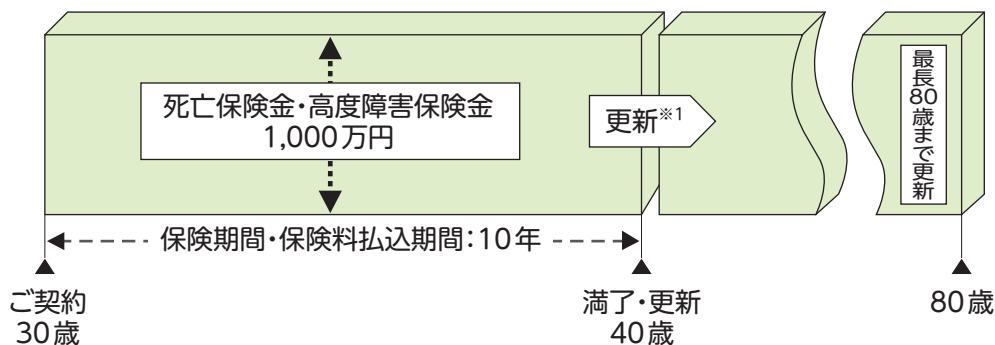
- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

# 4 仕組みについて

## 定期保険(無解約返戻金型)

### <年満了の場合>

【ご契約例】 契約年齢:30歳・男性の場合(計算基準日:平成28年12月1日)  
保険金額:1,000万円、保険期間・保険料払込期間:10年、保険料払込回数:月払い、  
保険料払込経路:クレジットカード扱い、月払保険料:1,214円



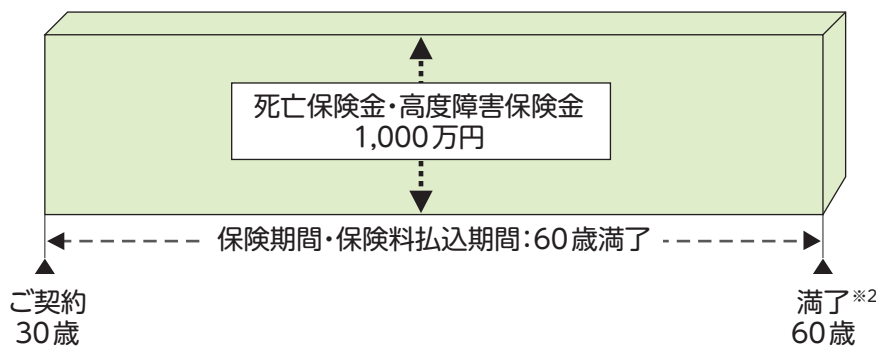
※1 更新到来時期は40歳で、その後も最長80歳まで更新されます。(保険期間が年数により定められている保険契約(年満了の保険契約)の場合。)

ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えるときは、更新後の保険期間は80歳となる年単位の契約応当日の前日までの保険期間に短縮して更新されます。

40歳の更新時における更新後の月払保険料は2,351円です。更新後の保険料は、この保険を更新前と同じ保険金額・保険期間で1回だけ更新したものと計算しています。更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

### <歳満了の場合>

【ご契約例】 契約年齢:30歳・男性の場合(計算基準日:平成28年12月1日)  
保険金額:1,000万円、保険期間・保険料払込期間:60歳満了、保険料払込回数:月払い、  
保険料払込経路:クレジットカード扱い、月払保険料:2,332円



※2 保険契約は、保険契約の締結時に選択された満了年齢に達する年単位の契約応当日の前日に満了します。保険契約の更新はできません。

\*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時<sup>※3</sup>または告知が行われた時<sup>※4</sup>のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

\*お申し込みいただく保険契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

\*お申し込みいただく保険契約の更新到来時期、更新後の保険期間の限度および更新条件については申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。(保険期間が年数により定められている保険契約(年満了の保険契約)の場合)

※3 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※4 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

## 5 保険金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

### 定期保険（無解約返戻金型）（主契約）

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額	受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられた場合は、高度障害保険金をお支払いしません。

ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。



- 高度障害保険金をお支払いした場合は、所定の高度障害状態になられた時からご契約は消滅します。
- 死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

## 6 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

## 7 解約返戻金については以下のとおりです。

- この保険には解約返戻金はありません。

## 8 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

## 9 代理請求制度については以下のとおりです。

- 被保険者が保険金などをご請求できないメディケア生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金などをご請求することができます。

## 10 生命保険募集人については以下のとおりです。

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

保険金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。